議案第109号

令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第３号）

（総　則）

第１条　令和８年度幕別町の下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度幕別町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　公共下水道事業費用	794,920千円	2,729千円	797,649千円
第１項　営業費用	721,119千円	2,729千円	723,848千円
第３款　農業集落排水事業費用	137,024千円	309千円	137,333千円
第１項　営業費用	133,336千円	309千円	133,645千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額334,496千円は消費税資本的収支調整額73,531千円、損益勘定留保資金260,965千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額331,385千円は消費税資本的収支調整額73,531千円及び損益勘定留保資金257,854千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　公共下水道事業資本的支出	1,629,341千円	△713千円	1,628,628千円
第１項　建設改良費	1,168,928千円	△713千円	1,168,215千円
第２款　個別排水処理事業資本的支出	148,826千円	△2,398千円	146,428千円
第１項　建設改良費	74,912千円	△2,398千円	72,514千円

（条文の追加）
第４条　予算第９条を第10条とし、第５条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
下水道事業会計支援業務委託料	自　　令和９年度 至　　令和13年度	15,360千円に消費税及び地方消費税を加算した額

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第５条　予算第９条中「30,712千円」を「28,954千円」に改める。

幕別町下水道事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

（支出）　　（税込）（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	合　計	節		説　　明	
					区　　分	金　　額		
1 公共下水道事業費用		794,920	2,729	797,649				
1 営業費用		721,119	2,729	723,848				
	1 管渠費	68,652	64	68,716	16 動力費	64	1 電気料	64
	2 ポンプ場費	25,845	1,142	26,987	16 動力費	1,142	1 電気料	1,142
	3 処理場費	122,878	170	123,048	8 燃料費	162	1 灯油	162
					10 通信運搬費	8	1 電話料	8
	5 総係費	35,878	1,353	37,231	1 給料	114	1 一般職給料（１人）	114
					2 手当	1,028	1 寒冷地手当	89
							2 時間外勤務手当	927
							3 期末勤勉手当	△339
							4 住居手当	300
							5 通勤手当	51
					3 賞与引当金繰入額	15	1 賞与引当金繰入額	15
					4 法定福利費	142	1 共済組合事務費	2
							2 共済組合負担金	143
							3 共済組合追加費用負担金	△3
					26 負担金	54	2 退職手当組合負担金	54

款　　項	目	補正前の額	補正額	合　計	節		説　　明	
					区　　分	金　　額		
3 農業集落排水事業費用		137,024	309	137,333				
1 営業費用		133,336	309	133,645				
	1 管渠費	1,748	38	1,786	16 動力費	38	1 電気料	38
	2 処理場費	50,266	271	50,537	16 動力費	271	1 電気料	271

幕別町下水道事業会計補正予算説明書
資本的収入及び支出

（支出）　　（税込）（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	合　計	節		説　　明	
					区　　分	金　　額		
1 公共下水道事業資本的支出		1,629,341	△713	1,628,628				
1 建設改良費		1,168,928	△713	1,168,215				
	1 建設改良費	1,139,328	△713	1,138,615	1 給料	△387	1 一般職給料（２人）	△387
					2 手当	△211	4 時間外勤務手当	390
							5 期末勤勉手当	△995
							6 扶養手当	234
							7 児童手当	160
					3 賞与引当金繰入額	89	1 賞与引当金繰入額	89
					4 法定福利費	△262	1 共済組合事務費	4
							2 共済組合負担金	△236
							3 共済組合追加費用負担金	△30
					26 負担金	58	2 退職手当組合負担金	58

款　　項	目	補正前の額	補正額	合　計	節		説　　明	
					区　　分	金　　額		
2 個別排水処理事業資本的支出		148,826	△2,398	146,428				
1 建設改良費		74,912	△2,398	72,514				
	1 建設改良費	74,912	△2,398	72,514	1 給料	△716	1 一般職給料（１人）	△716
					2 手当	△1,219	1 扶養手当	△234
							2 通勤手当	28
							3 寒冷地手当	△89
							5 期末勤勉手当	△764
							6 児童手当	△160

（支出）　　（税込）（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	合　計	節		説　　明	
					区　　分	金　　額		
					3 賞与引当金繰入額	△140	1 賞与引当金繰入額	△140
					4 法定福利費	△297	1 共済組合事務費	2
							2 共済組合負担金	△276
							3 共済組合追加費用負担金	△23
					26 負担金	△26	2 退職手当組合負担金	△26

給　　与　　費　　明　　細　　書

下水道事業会計

1　一般職

（1）　総括

区分	職員数（人）	給与費				法定福利費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	4		13,200	10,264	23,464	5,695	29,159	
補正前	4		14,188	10,666	24,854	6,026	30,880	
比較			△988	△402	△1,390	△331	△1,721	

	区分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	312	540	305	2,737		5,697
	補正前	312	240	226	1,420		7,795
	比較		300	79	1,317		△2,098

	区分	寒冷地手当（千円）	児童手当（千円）	合計（千円）
職員手当の内訳	補正後	433	240	10,264
	補正前	433	240	10,666
	比較			△402

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明			備考
給料	△988	（１）給与改定に伴う増減分	539	給与制度改正による給料切替に伴う増		539 千円	給与改定の状況
				Ａ　給与改定前		12,660 円	給料改定率　3.50 ％
				Ｂ　給与改定後		13,199 円	改定実施時期　8.4.1
				Ｂ－Ａ＝増減分		539 円	
		（１）その他の増減分	△1,527	会計間異動による増	1 人	1,866 千円	
				会計間異動による減	1 人	△3,393 千円	
				退職による減	1 人	千円	
				その他の減		千円	支給対象職員の異動分等
							（手当ごとの増減については、(1)総括を参照）
職員手当	△402	（１）制度改正に伴う増減分	463	期末勤勉手当の増		463 千円	支給率の増
		（２）その他の増減分	△865	時間外勤務手当の増		1,317 千円	
				その他の減		△2,182 千円	支給対象職員の異動分等
							（手当ごとの増減については、(1)総括を参照）

（３）　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和　8　年　4　月　1　日　現在	平均給料月額（円）	294,475	
	平均給与月額（円）	346,031	
	平均年齢（歳）	36.0	
令和　7　年　4　月　1　日　現在	平均給料月額（円）	278,775	
	平均給与月額（円）	369,752	
	平均年齢（歳）	35	

イ　初任給

区分	一般行政職（円）	技能労務職（円）	国の制度	
			一般行政職（円）	技能労務職（円）
高校卒	200,300	200,300	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000	232,000	232,000

ウ　級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和　8　年　4　月　1　日 現在	7級			7級		
	6級			6級		
	5級			5級		
	4級	1	25.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級	1	25.0	2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		
令和　7　年　4　月　1　日 現在	7級			6級		
	6級			7級		
	5級			5級		
	4級	1	25.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級	1	25.0	2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		

（級別の職務内容）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部　長	課　長	課長補佐	係　長	主　査	主　任	主　事

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	技能労務職
補正後	職員数（A）　（人）		4	4	
	昇給に係る職員数（B）　（人）		4	4	
	号給数別内訳	1号給　（人）			
		2号給　（人）			
		3号給　（人）			
		4号給　（人）	4	4	
	比率　（B）／（A）　（%）		100.0	100.0	
補正前	職員数（A）　（人）		4	4	
	昇給に係る職員数（B）　（人）		4	4	
	号給数別内訳	1号給　（人）			
		2号給　（人）			
		3号給　（人）			
		4号給　（人）	4	4	
	比率　（B）／（A）　（%）		100.0	100.0	

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.325	2.375	4.70	有	
補正前	2.325	2.325	4.65	有	
国の制度	2.325	2.375	4.70	有	

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	退職時特別昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（２％～20％　加算）	特別の勧奨退職者12号給	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（２％～20％　加算）		

キ　その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	・通勤距離片道40km以上の場合の支給額　20%加算